

**平成 30 年度
女性起業家支援助成金**

募集要項

一般財団法人ビジネスサポート財団

1 目的

女性の多様な生き方、社会での活躍を支援するため、神奈川県内で新たに起業を考えている女性の事業にかかる経費の一部を上限100万円まで助成します。

2 対象者

日本国内に居住する女性で、以下のすべてに該当する方

- 神奈川県内に事業所を設置して起業する方
- 3年以上の継続が見込める事業計画書を有する方
- 以下のいずれかに該当する方
 - (1) 平成30年3月から平成30年10月31日までに、開業届の提出（個人事業主の場合）、または法人登記を実施し、その代表となる方
 - (2) 個人事業主または法人の代表で、起業後3年未満の方
- 平成30年12月31日までに申請した事業を開始する方
- 類似内容で本事業以外の補助や助成を受けていない方
- 訴訟や法令順守上の問題を抱えていない方

3 助成対象経費

助成の対象となる経費は、①～④の条件を満たす経費で、次ページの**助成対象経費一覧**に掲げる経費です。

- ① 事業の立ち上げに必要な経費として明確に区分でき、合理的な金額の経費
- ② 平成30年3月上旬から平成30年10月31日までに、発注、取得または役務を履行し、支払いが完了する経費
- ③ 発注、納品、請求、支払い等の証拠書類の確認ができる経費
- ④ 取得財産となる場合は、所有権が助成対象者に帰属する経費

助成対象経費一覧

経費区分	内容
事業所開設費	■起業に必要な事務所、店舗、駐車場の賃借料・共益費（事業期間分） ■事務所、店舗の開設に伴う内装・外装・設備工事費 住居兼用の場合は、事務所・店舗専用部分のみ助成対象 敷金、礼金、保証金、仲介手数料等は助成対象外
設備・備品費	■事業の実施に必要な機械装置の購入・改良・修繕にかかる費用 ■事業の実施に必要な備品の購入にかかる費用 リースの場合は、事業期間分のみ助成対象 消耗品、車両の購入費は助成対象外
人件費	■事業に直接従事する従業員（パート・アルバイトを含む）への給与・賃金（事業期間分） 代表者本人および役員は助成対象外
広告宣伝費	■ホームページ作成、カタログ・チラシ等の制作、広告にかかる費用
外注費	■事業の実施に必要な業務の一部を第三者に外注（請負契約）する費用

※表に記載のない経費（水道光熱費、通信費、運搬費、旅費等）は助成対象外です。

4 助成対象経費の支払い方法

助成金対象経費の支払いは、銀行振込とします。現金（小切手、金券等）およびクレジットカードによる支払いは原則として認められません。

経費の支払いに至るまでの以下のような一連の証拠書類の提出が必要です。

- ・見積書、契約書（発注書・注文請書）、納品書、請求書、支払確認資料、現物写真等
- ・雇用契約書、出勤簿、作業報告書、賃金台帳、支払確認資料、源泉徴収票等（人件費の場合）

5 助成対象期間

平成30年3月上旬から助成期間終了（平成30年10月31日）とし、その期間に支払いが完了した経費を助成します。

6 助成金額および助成率

助成対象経費の3分の2以内で最大100万円までを助成します。

例1) 助成対象経費総額180万円の場合は100万円以内を助成

例2) 助成対象経費総額150万円の場合は100万円以内を助成

例3) 助成対象経費総額90万円の場合は60万円以内を助成

助成金の交付は事業終了後（平成30年12月）の精算払いとなります。

申請後の助成金の増額はできません。また、事務局による実施内容等の確認により、助成金額が減額となる場合があります。

7 助成対象者の審査方法について

助成対象者は、一次審査（書類審査）、二次審査（面接審査）および三次審査（現地審査）を経て決定します。

(1) 一次審査（書類審査）

申請書類をもとに、外部専門家である審査員が以下の**審査項目**に基づき審査を行います。

審査項目

事業の社会性	起業を志す女性のモデルケースとなり得るか 社会や地域経済への貢献性の高い事業か
起業の動機、目的	起業の目的が明確であるか 事業の実施に熱意があるか
事業の実現可能性	事業を実施するための知識や経験があるか 市場やターゲットとする顧客は明確になっているか 商品・サービスはターゲット顧客のニーズに合致するか 必要な人員、事業実施体制を整えることができるか 実施内容とスケジュールは具体的になっているか 許認可、資格等が必要な場合は、その取得が可能か
事業の継続性	売上および利益の試算は妥当か 事業遂行に必要な資金を確保できるか 事業上のリスクや課題への対策は検討できているか
事業の独自性	商品・サービスや提供方法に独自の強みはあるか 競合と比較して優位性がある事業内容か

(2) 二次審査（面接審査）

一次審査（書類審査）を通過された方を対象に、面接審査を行います。

面接審査の際に面接会場へ入室できるのは代表者本人のみです。面接審査にお越しにならない場合は、申請を辞退されたものとみなします。

(3) 三次審査（現地審査）

二次審査（面接審査）を通過された方を対象に、現地審査を行います。

助成対象期間内に事業所を訪問しますので、代表者本人が対応してください。現地審査にご対応いただけない場合は、申請を辞退されたものとみなします。

申請書類の作成、送付等にかかる費用は申請者の自己負担となります。審査を受けるにあたって審査料等は発生しません。

8 審査結果の通知・公表

審査の結果は、事務局のホームページにおいて採択者の公表を行うほか、採択、不採択にかかわらず申請者全員に書面にてお知らせします。

採択された方については、原則として、代表者名、住所（市区町村名まで）、事業概要等を公表します。

審査の過程および結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じられませんので予めご了承ください。

9 助成事業者としての義務

採択者は以下の事項を守らなければなりません。事務局の指示に従わない場合、不正行為が明らかになった場合は、採択の取り消しや交付した助成金の返還請求等を行います。

- ① 二次審査後の助成事業説明会へ出席すること
- ② 助成を受ける事業および経費配分を変更する場合には事前に承認を得ること
- ③ 事業期間での中止や廃止は原則として行わないこと
- ④ 定められた期日までに実施報告書および経費の証拠書類を提出すること
- ⑤ 助成金事務局による現地調査等に協力すること
- ⑥ 本事業により取得した財産、効用の増加した財産を処分する場合には、事前に承認を得ること（助成金対象の財産の売却等を行い収入がある場合には、既に交付した助成

金の一部を納付してもらうことがあります)

- ⑦ 助成事業の終了後3年間は事業の状況および取得財産の状況について報告すること

10 助成金交付までの流れ

申請書の提出	平成30年1月13日(土)～2月2日(金) ※当日消印有効
1次審査(書類審査)	平成30年2月
2次審査(面接審査)	平成30年2月下旬
助成事業説明会	平成30年3月5日(月)
3次審査(現地審査)	平成30年3月～9月(助成事業期間内に実施)
採択結果公表	平成30年10月
実施報告書提出	平成30年11月9日(金)
助成金額の確定	平成30年12月上旬(書類確認、現地調査等を実施後)
助成金の交付	平成30年12月下旬

助成金交付後は、年に1回、事業の状況および取得財産の状況について報告をしていただきます(3年間)。

助成金に関する経理書類は、助成金交付後3年間は適切に管理・保管する必要があります。

11 申請方法

申請は同一代表者1件とします。申請書類の提出は、郵便や宅配便等のみとします(FAXや持参による提出は受付できません)。

(1) 受付期間

平成30年1月13日(土)～2月2日(金) ※当日消印有効

(2) 提出先(お問い合わせ先)等

〒221-0045

神奈川県横浜市神奈川区神奈川2丁目14番地22

一般財団法人ビジネスサポート財団 女性起業家支援助成金事務局 あて

TEL: 045-514-2389

E-mail: contact@bsn-foundation.com

URL: <http://www.bsn-foundation.com>

(3) 提出書類

- ① 様式1 女性起業家支援助成金申請書
- ② 様式2 事業計画書
- ③ 様式3 助成対象経費明細書
- ④ 本人確認書類（申請日を起点として3ヵ月以内の申請者の住民票）
- ⑤ その他（事業計画書の補足資料等、必要に応じて添付）

①～③については、本募集で指定する様式を必ず使用してください。申請様式はビジネスサポート財団ホームページからダウンロードできます。

申請書類の記入もれや必要書類の未提出等の不備があった場合は、不採択となります。

申請書類提出後の書類の差し替え、追加提出、訂正等には原則として応じられません。また、提出された申請書類および添付書類等は返却いたしません。

12 個人情報の管理

本事業への申請書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ・本事業における助成事業者の審査・事業管理のため
- ・本事業にかかわる事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ・申請者情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- ・ビジネスサポート財団が実施する支援事業等の情報提供のため